

(公 印 省 略)

分 医 発 第 3 4 5 9 号
令 和 8 年 1 月 1 3 日

各郡市等医師会担当理事 殿

大 分 県 医 師 会
常任理事 吉 賀 攝

「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」について

標記につきまして、令和7年10月6日付分医発第2406号「「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」の申請期限の延長について」にてお知らせしておりますが、今般、申請期限が「当分の間」に延長された旨、日医担当理事から別紙のとおり連絡が参りましたので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

日医発第 1616 号(情シ)(保険)
令和 8 年 1 月 7 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」について
(再周知依頼)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 9 月 30 日付 日医発第 1079 号(情シ)(保険)「「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」の申請期限の延長について(周知依頼)」にて、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に係る助成金の申請期限についてお知らせしました。その中で「令和 8 年 1 月 15 日」と設定されていた申請期限が、今般、「当分の間」に延長され、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【医療扶助のオンライン資格確認導入に係る助成金の申請期限】

変更前：令和 8 年 1 月 15 日(木)

変更後：当分の間

【医療扶助のオンライン資格確認概要ページ】

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010113

【医療扶助のオンライン資格確認導入に係る助成金の詳細ページ】

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010217

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室

TEL：03-5253-1111(内線 2829)

【別添資料】

- ・事務連絡：「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」について(再周知依頼)

事 務 連 絡
令 和 7 年 1 2 月 2 6 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」について
(再周知依頼)

貴会におかれましては、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による医療扶助の実施について、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた環境整備を推進していくため、レセプトコンピューター等の改修費用等に係る助成事業（医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業）を実施しており、随時、「医療機関等向け総合ポータルサイト」において周知を図るほか、貴会には周知にご協力をいただいているところです。

当該助成金の申請期限については、これまで「令和 8 年 1 月 15 日」とお知らせしておりましたが、今般の申請状況等を鑑み、申請期限を「当分の間」に延長いたしました。

貴会におかれましては、当該申請期限の延長のほか、本事業の実施について改めて周知にご協力を賜れますよう、お願いいたします。

記

1. 助成金申請対象医療機関等

申請時において医療扶助のオンライン資格確認導入に伴うレセプトコンピューター等の改修を実施済みの病院、診療所、薬局

※ 申請には、改修に係る領収書（必要に応じて領収書内訳書）が必要です。ご準備できた段階で、医療機関等向け総合ポータルサイトより申請ください。
医療扶助におけるオンライン資格確認等導入に係る助成金について：

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010217

2. 補助金の内容：

- ① 病院：上限 28.3 万円 ※事業費（上限 56.6 万円）の 1/2 を補助
- ② 大型チェーン薬局：上限 3.6 万円 ※事業費（上限 7.3 万円）の 1/2 を補助
- ③ 診療所、②以外の薬局：上限 5.4 万円 ※事業費（上限 7.3 万円）の 3/4 を補助

3. 申請期限

当分の間

<p>【照会先】 厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室 TEL：03-5253-1111（内線 2829）</p>
